

那須野が原ハーモニーホール利用のご案内

《申込みの方法》

- 利用の申込みは、直接の来館または電話で行えます。
- 電話による申込み（予約）の場合は、予約の日から 14 日以内に利用許可申請書の提出(申請)を行ってください。なお、期間内に申請がない場合は、予約が取消しの扱いとなる場合があります。
※この際の申請書の提出は直接来館または FAX もしくは郵送で行えます。
- 申請に際しては、催し物の内容、入場料金、入場の方法、開演・終演時刻等をあらかじめ決定しておいてください。なお、未定の内容がある場合はご相談ください。

《申込みの期間》

- 申込みの期間は、大ホール、小ホール、交流ホールおよびギャラリーは、原則として利用する日の 1 年前にあたる月の初日から利用日の 20 日前まで、その他の施設については、1 年前にあたる月の初日から利用日の 7 日前までの間です。ただし、休館日は除きます。
- 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までです。ただし、初日の電話による予約の受付は、午後 1 時からとなります。ご注意ください。
- 受付の順序は、到着順とします。
- 次の期間を超えての連続利用は、原則としてできませんのでご注意ください。

大ホール、小ホール、リハーサル室……………	5日間
ギャラリー ……………	10日間
交流ホール ……………	3日間

《利用可能時間》

- 午前9時から午後10時まで

《休館日》

- 12月29日から1月3日まで。このほか設備保守点検調整等のため臨時に休館する場合や一部の施設が利用できない場合があります。

《利用の申請・許可等》

- 利用許可申請書の提出により、正式な申請となります。これらをもとに、利用内容を審査し、許可に関する通知をお送りしますので、通知に記載されている納付期限（原則として通知から 20 日以内）までに施設利用料を納付してください。

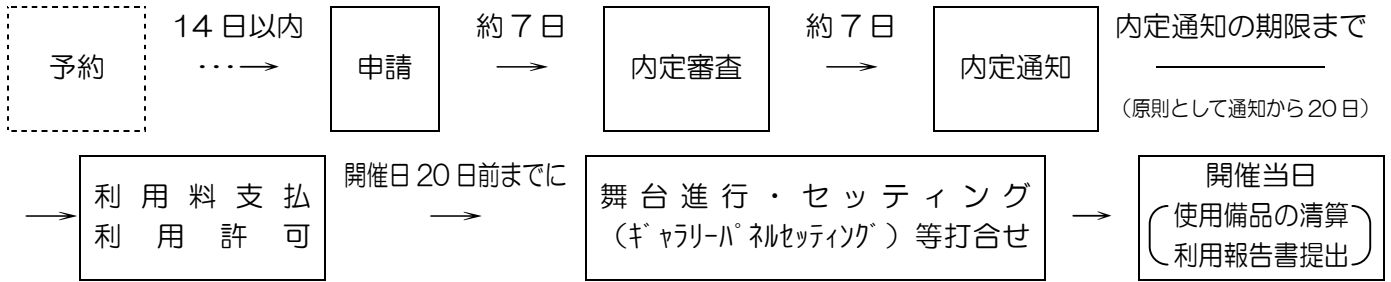
（口座振込による納付も可能です）

- 利用の許可は、通知に記載された施設利用料の納付確認後となります。期限までに施設の利用料金等の納付が難しい場合はあらかじめご相談ください。

申請書を提出する際に、あわせて「利用申請に関する確認書」を提出してください。

- 次の場合には、利用許可申請書の他に所定の書類を提出してください。
 - ・ 映画の上映を行う場合…………… 映画上映の著作権に関する「確認書」
 - ・ 催しに関連する物品を販売する場合…………… 催し物に伴う物品の販売等 届
※催しの助けとなるような物品(パンフレット,CD,書籍など)以外の商品の販売や物品などの販売が、催しの趣旨となる場合は、この届は不要です。規定の「商業宣伝」に該当する利用料金が発生いたします。
 - ・ 募金行為を行う場合…………… 募金行為等 届
 - ・ 交流ホールでピアノを使用する場合…………… ピアノの配置図
 - ・ 第1ギャラリーの展示用パネルを利用する場合…………… パネル仕込図
- 当ホールに備付け以外の機器を持ち込み使用する場合や、特別の設備をする場合などはあらかじめ届出が必要です。次の方法で届出をお願いいたします。
 - ・ 備付け以外の機器を持ち込む場合…………… 「利用許可申請書」の「持込機材等の使用」の欄に記入するか、別紙参照とし、一覧を添付してください。
 - ・ 特別の設備をする場合…………… 設備の詳細のわかる計画書を添付してください。
※ なお、これらの機器・設備等は、催しの案内看板等を含め、原則として利用期日前の設置はできません。
※ 事前の案内等につきましては《催しに関する掲示物・配布物》の項目をご覧ください。
- 利用の許可を受けた後にその利用を取り消し、またその内容を変更しようとするときは、ただちに利用許可書を添えて、利用変更許可・取消し承認申請書を提出してください。なお、これらの申請にともなうキャンセル料の取り扱いにつきましては、《利用料》の項目をご覧ください。

○ご予約からご利用までの流れ○



《利用料》

- 施設の利用料は、利用許可申請書等による審査の後、事前に許可の内定通知をしますので、内定通知書に記載されている納付期限までに納付してください。
- いったん納付された利用料は、利用者の責めによらない理由により利用できない場合を除き、原則としてお返ししないこととなっておりますのでご留意ください。ただし、やむを得ない理由により次の期日までに利用を取り消す場合には、納付された利用料の50%を還付いたします。
 - 大ホール、小ホール、交流ホール、ギャラリー・・・利用期日20日前
 - その他の施設・・・利用期日 7日前
- 利用日時・会場の変更や取消しを行う場合、その内容によりキャンセル料に相当する料金が発生する場合があります。
 - ※ なお「キャンセル料に相当する料金」の発生基準日は、次のいずれか早い日以降です。この基準日前の変更・取消しにつきましては「キャンセル料に相当する料金」はかかりません。
 - ・施設利用料をお支払いいただいた日
 - ・事前にお知らせする施設利用料のお支払い期限日
 - ※なお、前記の「還付」についての規定で、還付されない50%の利用料は「キャンセル料に相当する料金」にあたります。
- 施設の利用料金以外の付属設備・器具等の利用料金は、当日退館時までに納付してください。
 - ※ なお、夜間利用の場合、当日精算できないこともありますので、あらかじめご相談ください。また後日精算、銀行での振込みもできますので、事前にご相談ください。

《利用時間》

- 施設の利用時間区分は次のとおりです。

{	大ホール、小ホール、交流ホール・・・	午前	午前9時から正午まで
	(午前・午後・夜間を通しての 利用も可能です)	午後	午後1時から午後5時まで
	ギャラリー・・・	夜間	午後6時から午後10時まで
			午前9時から午後10時まで
- 利用時間には、会場の準備や片付け、関係者の入退場の時間も含んでいます。なお、利用時間は前記の時間帯を原則としますが、開催計画上、やむを得ない事由により午前9時前に利用を希望される場合には事前にご相談ください。

《催しに関する掲示物・配布物》

- 利用期日前の案内板等の設置は原則としてできませんが、利用許可の出ている催しに関するポスターやチラシなど(案内ハガキなどを含む)に限り、事前にお預かりすることができますので、ご相談ください。なお、ポスターを掲示するスペース、チラシなどを置くスペースには限りがございますので、ご了承ください。

《利用の制限等》

- 次の場合は、施設の利用許可はできません。
 - ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - ・施設・設備を毀損し、または汚損するおそれのあるとき。
 - ・管理上支障があるとき。
 - ・その他利用が適当でないと認めるとき
- すでに許可しているときでも、次の場合は、利用を取り消し、または停止もしくは制限することがあります。
 - ・許可の条件に違反したとき。
 - ・利用を許可できない条件に該当するとき。
 - ・偽り、その他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- その他利用許可目的以外の利用、及び利用権利の譲渡・転貸等はできません。

ご不明な点がございましたら、気軽に係員にお申し付けください。